

# 税務と経営

## 山村税理士事務所

発行人

税理士 山村 嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15  
-0045 電話 0975 (36) 5231

FAX 0975 (36) 5237

ヒントヒント

**忘れない** 精神科医、作家の樺沢紫苑さんの「読んだら忘れない読書術」によれば、我々の脳は毎日膨大な情報と接していますが、99%は記憶からすり抜けていきます。読書もただ読むだけでは脳は活性化しません。脳が重要な情報と判断する基準は2つ。「何度も利用される情報」と「心が動いた出来事」です。読んだら忘れない読書術10カ条①買ったらすぐ読む。②知りたい部分を先に読む。③スキマ時間に読む。④マーカーで線を引きながら読む。⑤付箋紙を貼りどんどん読む。⑥同類の本を芋づる式に読む。⑦寝る前に読む。⑧内容を人に話す。⑨気に入った名言を3つSNSに投稿する。⑩SNSに感想文を書く。(プレジデント)

### 税務 ミニガイド

国税庁によると令和2年度の租税滞納状況は、滞納整理中のものの額が8,286億円となっており、令和元年度と比較すると732億円(9.7%)増加しています。ピーク時の平成10年度(2兆8,149億円)と比べると、約3割となっています。なお、令和2年度の新規発生滞納額は、5,916億円でした。



ヒントヒント



青い池(北海道)

布施義則／オアシス

## 在宅勤務手当の取扱い

### □在宅勤務手当

新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、テレワークを導入する会社が増えていますので、テレワークに係る在宅勤務手当を支給する場合の課税関係について確認しておくことにしましょう。

### □課税される場合

在宅勤務手当のうち、毎月定額支給など従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないものについては、所得税の課税対象となります。

また、業務用のパソコンなどの事務用品等について、従業員に支給（所有権を移転）した場合にも、課税対象となります。

### □非課税となる場合

在宅勤務に通常必要な費用としては、業務用のパソコンなどの事務用品等、通信費、電気料金、レンタルオフィス利用料などがありますが、在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、支給する一定の金銭については、所得税は課税されません。

### □事務用品等の貸与

業務用のパソコンなどの事務用品等について従業員に支給するのではなく、貸与（業務に使用しなくなった場合は返却を要する）している場合は原則として課税されません。

### □通信費・電気料金

家事部分を含めて負担した通信費・電気料金について、業務のために使用した部分を合理的に計算して支給することが前提となります。

電話料金のうち通話料については、通話明細書等により確認した業務のための通話料金、基本使用料やインターネット接続に係る通信料、電気料金については、業務のために使用した部分として合理的に計算した部分は、課税対象外となります。



○ネーミング。アンデスマロンはアンデスとは無関係。安心、安全ですメロン。鉄道系ICカードは首都圏のスイカはスイスイいける、近畿圏のイコカは行こうか、名古屋のマナカは真ん中、北海道のキタカは北。酒の珍銘、弘前の「刑事」、山形の「ちょっとおまち」、岐阜の「色おとこ」、会津の「俺の出番」。面白いのでは、ラーメン屋のマツモトツヨシ、たこ焼屋のキムタコ。



### □合理的な計算方法

業務のために使用した部分の計算方法として、例えば次の方法による場合は、合理的であるとされています。

#### ①通信費

月額料金×当月の在宅勤務日数／当月の日数  
×1／2

#### ②電気料金

月額料金×業務使用した部屋の床面積／家屋の床面積×当月の在宅勤務日数／当月の日数  
×1／2

### □レンタルオフィス使用料

従業員が、勤務時間内に自宅近くのレンタルオフィス等を利用して在宅勤務を行った場合の使用料について、業務にのみ使用していれば課税対象にはなりません。

### □支給方法

上記の在宅勤務に通常必要な費用の支給方法については、会社が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、その領収証等により精算する方法でも、従業員が立替払いした後で、その領収証等により会社から支給を受ける方法であっても、実費相当額の精算が行われていれば問題はありません。

## 生命保険と相続税対策

生命保険は、現状では①相続税の納税資金の確保、②死亡保険金の非課税枠を活用することによる相続税の軽減、③円満な財産の分割などの相続税対策として活用することができます。

### 1.相続税の納税資金の確保

仮に相続が発生したとき、まっ先に問題となるのは、相続税の納税資金手当です。

生命保険は、死亡事故が起きたとき、多額の補償が得られますから一般に相続税資金対策として有効だとされます。また、法定相続人1人につき500万円までは非課税となります。ただ、生命保険は、契約のやり方によって、課税関係が相続税、贈与税、所得税と多岐にわたりますので、事前のチェックが必要になります。

### 2.死亡保険金の非課税枠の活用

次の区分に応じて死亡保険金の非課税措置が

適用されます。

①被相続人のすべての相続人が取得した保険金の合計額が「死亡保険金の非課税限度額」以下である場合の区分

非課税とされる死亡保険金の金額は、その相続人の取得した保険金の金額となります。

②被相続人のすべての相続人が取得した保険金の合計額が「死亡保険金の非課税限度額」を超える場合の区分

非課税とされる死亡保険金の金額は、死亡保険金の非課税限度額にすべての相続人が取得した保険金の合計額のうちにその相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額となります。

### 3.円滑な財産の分割

生命保険による死亡保険金は、預貯金や不動産などの相続財産と異なり、相続人間で遺産分割を行う必要はありません。死亡保険金の受取人を指示しておけば被相続人の意思どおりに行うことができ、財産分割のバランスもとれ、相続人間の争いを回避することも可能となります。

### ナマの税務相談室

**Q** 先日友人が相談に見えたのですがその彼の友人甲（相続人）が父である被相続人乙の抽斗から乙自筆の遺言書を思いがけ

ず見つけました。父は別に信仰心があったわけでもないのですが近くのお寺は自分が生まれ育った時からなんとなく遊び親しんだ思い出の場所として生前甲に話をしていました。その父が書き残した紙に自分が死亡したらそのお寺のお坊さんに300万円を渡して欲しいと書いてありました。

甲は他ならぬ父の自筆の文章ですから故人の遺志に従いお寺に渡しました。友人は甲の相続税の申告をどのようにすべきか相談を受けました。遺言書はすべて自筆でしたが、日付、氏名、押印はありませんでした。申告上お寺に対する遺贈として認められますか。

**A** 相続税第1条の3第1号に規定する遺贈とは民法に定める遺言による財産の処分

### 相続税法上の遺贈と 相続人からの寄附行為

のことであり、(民法964条)その遺言は民法に定める方式に従ってなされたもの以外はその効力は生じないものと定められています。ご

質問の事例は民法所定的方式に基づく遺言書は存在しない模様でありその死後における財産の処分は相続人の寄附行為としてこれを贈与（相続財産の処分）したということになるものと考えます。

なお、相続によって取得した財産を相続人等がその相続に係る相続税の申告期限までに租税特別措置法第70条第1項に規定する特定の法人に贈与（寄附）した場合にはその規定の適用を受けることができます。

また、宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う既設の法人（公益法人）に対する相続人からの相続財産の贈与でその贈与が相個4の4項に該当するものである場合には同通達の適用があるものとされます。

### ナマの税務相談室

## M & A 支援機関登録制度 創設と税理士の活躍

**経**産省は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築する為として、M&A支援機関登録制度を創設しました。ファイナンシャルアドバイザー（F A）とM&A仲介業者とが登録対象者です。F Aとは、M&Aにおける計画の立案からクロージングまでのアドバイスを業とします。9月20日時点での登録者数は493者で、内税理士・公認会計士は104者でした。

**M**& Aでの経営資源集約化税制での経営力向上計画の認定に関わる経営革新等支援機関の登録では、税務に関する事業者の割合が高く、8割近くを占め、税理士登録者数のうちの25%、税理士法人事務所のうちの70%が認定

を受けています。しかし、M&A契約に深く長く関わるM&A支援機関登録でも、税理士業関係者が21%もいるという事には、驚きます。

**M**& A支援機関登録者を活用したことによる費用（仲介手数料やファイナンシャルアドバイザー費用）については、「事業承継・引継ぎ補助金」の対象となります。費用の2分の1以内で250万円が補助上限です。

**登**録者は、「中小M&Aガイドライン」の遵守事項を遵守する旨を宣言し、履行することを誓約しなければなりません。料金体系も明確でなければならず、料金表の提出も求められます。また、登録機関に対する苦情情報を提供

する窓口が設けられており、情報提供窓口への相談等の行動を制約しないことが求められるとともに、情報の内容によっては登録取消しを受ける場合もあります。

**□**中小M&Aガイドライン」は、2020年3月31日に経産省ホームページで公表されたもので、そこには後継者不在の中小企業者向けの手引きと、M&A支援機関向けの指針となる基本的な事項が示されています。

**登**録機関は、中小M&Aを支援し、成約に至った案件について、毎年度、5月末までに実績報告する義務があります。実績報告懈怠は登録取消しの対象になります。

**な**お、M&A支援機関登録制度は、宅建制度などと異なり、任意の登録制度であり、登録機関でなければ、M&A業務に携われないというものではありません。

や  
子規  
大雪7日、冬至22日。  
そして迎える新しい年。

12月13日は朝廷や幕府から一般町民まで早朝から一斉に大掃除。終われば胴上げ、すす餅、祝儀酒、二次会と、師走の始まりです。「一年の心の煤を払はばけり虚子」

昔は、炉や竈、蠟燭の生活でしたので、年末の行事は煤払い（大掃除）でした。  
「高瀬川木屋町の煤流れ



一度でもあきらめてしまうと、  
それが癖になる。  
絶対にあきらめるな。

（マイケル・ジョーダン）

### 12月の税務メモ

#### （国 税）

- 11月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 10月決算法人の確定申告
- 4年4月決算法人の中間（予定）申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

#### （地方税）

- |  |  |
|--|--|
| 10日<br>(翌年)<br>1月4日<br>(本年最終の給与支払日まで<br>地方条例による) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○11月分個人住民税特別徴収分の納付（特例適用者は6か月分）</li> <li>○10月決算法人の確定申告</li> <li>○4年4月決算法人の中間（予定）申告</li> <li>○固定資産税、都市計画税の納付</li> </ul> |
|--|--|

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。